

滋流政第 56 号
平成20年12月17日

滋賀県流域治水検討委員会（行政部会）委員
（ 委 員 名 ） 様

滋賀県知事 嘉田 由紀子

行政部会共同意見への回答について

貴殿におかれては、行政部会委員として流域治水の検討にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、12月15日に提出いただいた共同意見について、下記のとおり回答いたしますので、「水害に強い地域づくり」に向け、今後とも県と連携して取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

記

1．意見項目1について

流域治水の実現には、県と市町、流域住民の密接な信頼関係と情報共有が必要不可欠であると認識しています。今後圏域毎の「河川整備計画」を策定するにあたって開催する「川づくり会議」や「水害に強い地域づくり協議会」などの場を通じて、県、市町、住民という三者間の相互理解と共通認識が得られるよう、県が主導的な役割を担う覚悟であり、このことを「基本方針」に記載します。

なお、対策の実施については、流域治水を理解いただくために水害リスクの公表と周知や、避難基準の設定などの避難体制の整備を進め、県、市町、流域住民の相互理解を得ながら、土地利用や建物の規制誘導などの対策を進めていきます。

2．意見項目2について

基本方針（原案）には、役割分担を記述していますが、ご意見を踏まえ、県、市町、流域住民の役割や責務を基本方針に明記します。

川の中の対策については、基本方針（原案）の「ながす」対策として、中長期実施河川の検討結果（別添のとおり）等を踏まえ、圏域毎に市町、住民も参画いただく「川づくり会議」を開いて河川整備計画を策定し、河川管理者として責任を持って取り組むことを明記します。

流域の情報の共有については、基本方針（原案）の「そなえる」対策として、浸水リスク情報などを今後積極的に提供していくことを明記しています。

3．意見項目3について

土地利用規制等の法令運用に関わる対策については、今後、国や学識経験者からの助言も頂きながら検討を進めることとしており、市町等関係機関との調整を十分に図りながら、具体的な指針等を策定して進めてまいります。

なお、実施にあたっては、市町とともに地域の理解を得て進めてまいります。

4．意見項目4について

行政部会については国、県、市町との意見交換の場として今後も開催してまいりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

統合部会に先立ち、まず学識経験を有する委員への説明と、それに対する意見を聴取する委員会を開催する予定です。その後、行政部会としても議論を積み重ね関係者からの意見を踏まえ、一定の方向性がまとまった段階で統合部会を開催します。

5．意見項目5について

ご要望の経緯や意義などについては、別途説明する機会を設けます。

ワーキンググループの議論については、残念ながら活発な議論となっていなかったのが現状です。行政部会の活性化に向け県としても努力してまいりますので、流域住民の生命財産を守るという観点から、ぜひ引き続き議論をお願いします。

なお、ワーキンググループには、全ての市町に参加いただいておりますので、行政部会委員として参加の市町と同じ情報提供と協議が行える体制となっています。

今後とも県民の命と暮らしを守る治水政策に向けて、ともに全力で歩めるよう最大の努力をさせていただきます。